

2018年2月21日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## インドが2018-19年度 の予算案を発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

インドの財務大臣は2018年2月1日、2018-19課税年度の予算案(以下、「2018年度予算案」)を提出しました。2018年度予算案には、特定企業向け法人税率の30%から25%への引下げ、上場株式等に係る長期キャピタルゲイン課税の導入、国内における「事業関連性(business connection)」の範囲拡大などが提案されています。

本アラートでは、主な提案内容について解説します。

### 詳細な議論

#### 法人税率引き下げ

25%の軽減法人税率<sup>1</sup>は、2016-17課税年度<sup>2</sup>における総売上高が25億ルピー(4,000万米ドル)を越えないインド企業に適用されます。一方、それ以外の全インド企業には、現行税率の30%が適用されます。これは法人税率の恒久減税であり、25%の税率の適用可能性を判定する基準年度は2016-17課税年度となります。

## 上場株式等に係るキャピタルゲイン課税

これまで株式や株式重視型の投資信託の持分又はビジネス・トラストの持分の売却で得られた長期キャピタルゲインは、一定の条件を満たす場合、キャピタルゲイン税が免除されています。

2018年度予算案では、一定の条件を満たす場合、10万ルピー(1,500米ドル)を超えるキャピタルゲイン(物価調整又は為替変動調整は認められていない)に対して10%の軽減税率導入が盛り込まれています。

2018年2月1日より前に資本資産を取得し、かかる日付より前に利益が生じた投資家には、適用免除条項が定められています。2018年2月1日より前に資産を取得した場合、当該有価証券の取得原価を以下のうちいずれか高い方とみなして、課税対象利益を算定します。

- ▶ 実際の取得原価

又は

- ▶ 以下のうち低い方
  - ▶ 当該有価証券の譲渡価格
  - ▶ 2018年1月31日時点の当該有価証券の公正市場価格(規定の方法で算定)

## 事業関連性の範囲拡大

「事業関連性(business connection)」とは、インド国内税法上の恒久的施設(PE)ルールに相当するものであり、非居住納税者がインドに課税実体(taxable presence)を有しているか否かを判断するための概念です。今回、下記を含むよう「事業関連性」という用語の範囲が拡大されています。

- ▶ (i)当該非居住者の名において締結される契約、(ii)当該非居住者が所有する資産もしくは当該非居住者が使用権を有する資産の所有権又は使用権の譲渡に関わる契約、又は、(iii)当該非居住者による役務の提供に関する契約の締結に向けて主要な役割(the principal role leading to the conclusion of contracts)を常習的に果たす者を通して行われる活動。この条項は概ね、経済協力開発機構(OECD)の税源侵食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトに関する行動計画7の提言に沿っています。

- ▶ 重要な経済的実体(Significant economic presence)とは、(i)デジタル手段を介してインド国内のユーザーに対して組織的かつ継続的に事業活動を追求すること又はやり取りに関与すること(今後規定される一定の基準が示される)、又は、(ii)データ又はソフトウェアのインドにおけるダウンロードの提供など、非居住者がインドで行う商品、役務又は資産の取引(今後規定される一定の基準が示される)と定義されています。

## 国別報告書(CbCR)に関する明確化

- ▶ 親会社が自国で国別報告書の提出を義務付けられていない場合、インドの構成企業(非居住親会社)はインドで当該報告書を具備する必要があります。
- ▶ 最終親会社がインド居住者である場合、又は、インドの構成会社にインドで国別報告書を提出する義務がある場合には、国別報告書の提出期限が改訂され、最終親会社の会計年度終了日から12カ月となります。

## 起業促進策

スタートアップ企業に適用される現行タックス・ホリデー規定の適用が2019年4月1日から2021年4月1日に設立された法人に延長され、「製品、プロセス又はサービスの改善あるいは雇用創出又は富の形成を拡大することができるようなビジネスモデル」が対象となります。

## その他

- ▶ インド企業によって供与された貸付金及び前渡金で、インド税法に定められている一定の規則の下でみなし配当とされるものには、グロスアップせず、30%の配当分配税(dividend distribution tax)の対象となります。
- ▶ 最低代替税(Minimum Alternate Tax)は、海運、空運、石油・ガス、土木建築など、通常の算出法に基づき推定課税方式(presumptive basis of taxation)が適用されている事業又は産業から得た利益のみで総所得が構成されている外国企業には適用されません。
- ▶ 親会社からインドの完全子会社に(又はその逆)、無償又は不十分な対価で資本資産を譲渡した場合には、受益者に贈与税は課されません。

- ▶ 非居住者が、いずれかの国際金融サービスセンター (International Financial Service Center) に所在する公認の証券取引所に上場している債券、グローバル預託証券、ルピー建てのインド企業社債又はデリバティブの譲渡でキャピタルゲインを得て、外貨建てで取り引きした場合には、インドの租税が免除されます。
  - ▶ 非居住者がインドの1課税年度内に25万ルピー(4,000米ドル)を超える金融取引を行う場合には、インドの納税者番号(PAN: Permanent Account Number)が求められます。
- 上記の金融取引を個人と結びつけるため、PANの取得義務が企業の取締役、最高経営責任者、代表及びこれに相当する責任者まで拡大されています。
- ▶ 所得税申告を怠った場合には、訴追される場合があります(訴追が免除される最低閾値は設けられていません)。

## 巻末注

1. これ以外に、付加税及び目的税(cess)が適用されます。
2. 当該課税年度は2016年4月1日から2017年3月31日まで。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス

パートナー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

太田 光範

エグゼクティブ ディレクター

mitsunori.ota@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180221

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)